

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外 (児童虐待通告のみ)		—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センター	家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	はあとふる (市民文化センター1階)	相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる (市民文化センター1階)	相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通報のみ)		—	—	
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	3日・10日・17日・24日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	市民文化センター研修室1 ※17日は展示コーナー	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☑自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☑15歳から概ね39歳までの人(保護者からの相談も受け付けます。) ☑4人/1日	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	20日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター研修室3	☑仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☑13日(土) ☑電話または窓口	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター2階ボランティア活動支援センター	ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課 (市役所北館2階)	生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (市民文化センター3階)	☑電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30	☑教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☑臨床心理士 ☑電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)	
	子育て相談	火～木・土・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30	☑児童厚生員	
精神保健相談	11日(木)	13:30～15:00	県東広島庁舎2階保健相談室	☑精神科医 ☑個別相談 ☑電話	県西部東保健所保健課(代表) ☎(082)422-6911

市政への要望 (文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(地域づくり推進課) ☎(082)420-0924 FAX(082)423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ	
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活相談 Tur vản sống 生活相談	English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】 Saturdays【土】 Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】	9:00～17:00 9:00～13:00 13:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00		
	中文 中国語	星期一、二、五、日【月、火、金、日】 星期四、六【木、土】	9:00～13:00 13:00～17:00		
	Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談 Tư vấn pháp luật 法律相談	6月20日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～		市民文化センター 研修室	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分	

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	4日・11日・18日・25日、7月2日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☑弁護士 ☑12人/日(抽選) ☑当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則年度内1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 FAX(082)423-0270 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談(相続・成年後見など)	10日(水)・17日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☑司法書士 ☑8人/日(先着順) ☑当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階2番窓口)	☑消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☑消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☑消費生活センター受付時間外の相談窓口です	国民生活センター ☎(03)3446-0999
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	☑国民生活センター職員など	消費者ホットライン ☎188
心配ごと相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	—	☑電話、ファックス ※緊急の相談のみ	東広島市民生委員 児童委員協議会 (社会福祉課内) ☎(082)420-0932 FAX(082)423-8065
行政相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	—	☑電話、ファックス ※緊急の相談のみ	中四国管区行政評価局 ☎(082)228-6173 FAX(082)228-4955
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島のちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く (電話・インターネットのみ)	電話相談 8:30～17:15 (外国人権ダイヤルは9:00～17:00)	(全国共通) みんなの人権110番 子どもの人権110番 女性の人権ホットライン 外国人権ダイヤル インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/	☎(0570)003-110 ☎(0120)007-110 ☎(0570)070-810 ☎(0570)090-911	東広島竹原 人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752 広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
不動産売買・賃貸借に関する相談	23日(火)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	地域づくり推進課	☑弁護士・宅地建物取引士 ☑5人/日(先着順) ☑電話、ファックス、窓口(22日(月)の正午まで)	広島県宅地建物取引業協会安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 ☑電話、ファックス、窓口(22日(月)の正午まで) ☎(082)420-0924 FAX(082)423-0270
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター2階研修室3	☑広島弁護士会 ☑電話(休業日を除く9:30～16:00) ☑有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場(市民文化センター4階)	☑公証人 ☑電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☑離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☑県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教えて

消費生活

着物の強引な勧誘に注意!

《事例》(70歳代 女性)

知人に「呉服店に行けば何かもらえる」と誘われ、出向いたところ、6人くらいの店員に囲まれて反物を体に合わせて断られた。着物は着ないので断ったが、「セットで買うと20万円値引きする」と言われ、さらに「お金が無い」と言われ断った。断ったにもかかわらず、着物のセットを20回の分割払いで購入してしまった。

「お金の支払えない」と断ると、借金や分割クレジット払いを持ちかけられることがあります。望まない契約ならば「いきなり」「やめます」と伝え、きっぱりと断りましょう。それでも契約してしまったら、トラブルに遭ったときは消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活センター
☎(082)421-7189

《アドバイス》
親しい人からの誘いでも、行った先で強引な勧誘を受けることがあります。安易な気持ちで行くのは要注意です。「お金の支払えない」と断ると、借金や分割クレジット払いを持ちかけられることがあります。望まない契約ならば「いきなり」「やめます」と伝え、きっぱりと断りましょう。それでも契約してしまったら、トラブルに遭ったときは消費生活センターへ相談しましょう。